

I C T 活用工事特記仕様書 【発注者指定型】

第1条 I C T 活用工事について

1. I C T 活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C T の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する I C T 活用工事である。

2. 定義

- (1) i-Construction とは、I C T の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けて I C T を活用した工事（I C T 活用工事）を実施するものとする。
- (2) I C T 活用工事とは、以下に示す施工プロセスにおいて、I C T を活用する工事である。
 - ア 3 次元起工測量
 - イ 3 次元設計データ作成
 - ウ I C T 建設機械による施工
 - エ 3 次元出来形管理等の施工管理
 - オ 3 次元データの納品

第2条 適用工種

本工事では、河川土工（※）において本特記仕様書を適用する。

※岩手県国土整備部 I C T 活用工事実施要領第3を対象とする工事の選定から選択して記載すること。

第3条 I C T 活用工事の実施方法

1. 原則、本工事の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。
2. I C T を用い、岩手県国土整備部 I C T 活用工事実施要領（以下、「実施要領」という。）に定める施工及び施工管理を実施する。
3. 実施要領に定める施工を実施するために使用する I C T 機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な I C T 活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。
発注者は、3 次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成した C A D データを受注者に貸与する。また、I C T 活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。
4. 受注者は、I C T 活用工事で使用する I C T 機器に入力した 3 次元設計データを監督職員に提出すること。
5. 従来の測点断面で実施する「土木工事施工管理基準及び規格値」に基づく出来形管理が行われていない箇所（構造物周りのすりつけ箇所など）の出来形数量は実施要領に定める出来形管理技術を用いた 3 次元出来形測量により形状が計測出来る場合、その 3 次元出来形測量に基づき算出した結果とする。
6. 受注者は、必要に応じてアンケート調査に協力するものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。

7. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. I C T活用工事の推進を目的として、現場見学会を実施する場合、受注者は見学会の開催に協力するものとする。
9. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第4条 I C T活用工事の費用について

受注者は、3次元起工測量の実施及び3次元設計データの作成にかかる費用について、監督職員からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

I C T 活用工事特記仕様書 【受注者希望型】

第1条 I C T 活用工事について

1. I C T 活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C T の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する I C T 活用工事である。

2. 定義

- (1) i-Construction とは、I C T の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けて I C T を活用した工事（I C T 活用工事）を実施するものとする。
- (2) I C T 活用工事とは、以下に示す施工プロセスにおいて、I C T を活用する工事である。
 - ア 3 次元起工測量
 - イ 3 次元設計データ作成
 - ウ I C T 建設機械による施工
 - エ 3 次元出来形管理等の施工管理
 - オ 3 次元データの納品

第2条 適用工種

本工事では、河川土工（※）において本特記仕様書を適用する。

※岩手県国土整備部 I C T 活用工事実施要領第3を対象とする工事の選定から選択して記載すること。

第3条 I C T 活用工事の実施方法

1. 受注者は、I C T 活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記2～7により I C T 活用を行うことができる。
2. 原則、本工事の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議する。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。
3. I C T を用い、岩手県国土整備部 I C T 活用工事実施要領（以下、「実施要領」という。）に定める施工及び施工管理を実施する。
4. 実施要領に定める施工を実施するために使用する I C T 機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な I C T 活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3 次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成した C A D データを受注者に貸与する。また、I C T 活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

5. 受注者は、I C T 活用工事で使用する I C T 機器に入力した 3 次元設計データを監督職員に提出すること。
6. 従来の測点断面で実施する「土木工事施工管理基準及び規格値」に基づく出来形管理が行われていない箇所（構造物周りのすりつけ箇所など）の出来形数量は実施要領に定める出来形管理技術を用いた 3 次元出来形測量により形状が計測出来る場合、その 3 次元出来形測量に基づき算出した結果とする。

7. 受注者は、必要に応じてアンケート調査に協力するものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。
8. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。
9. I C T活用工事の推進を目的として、現場見学会を実施する場合、受注者は見学会の開催に協力するものとする。
10. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第4条 I C T活用工事の費用について

受注者は、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、監督職員からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

なお、I C T建設機械による施工のみを実施する場合も、当面の間、契約変更の対象とする。